

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除）</p> <p>第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により自動車税を免除する。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（6） <u>財団法人岩手県対ガン協会（昭和39年9月8日に財団法人岩手県対ガン協会という名称で設立された法人をいう。）</u>が所有する自動車 で巡回診療の用に供するもの</p>	<p>（社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除）</p> <p>第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により自動車税を免除する。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（6） <u>公益財団法人岩手県対がん協会</u>が所有する自動車 で巡回診療の用に供するもの</p>
2	<p>附 則</p> <p>（公益法人等に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第8条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、法附則第3条の2の4第1項の政令で定めるところにより、これに租税特別措置法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課</p>	<p>附 則</p> <p>（公益法人等に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第8条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、法附則第3条の2の4第1項の政令で定めるところにより、これに租税特別措置法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課</p>

する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 [略]

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第10条の5 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第31条第1項及び第2項並びに前条の規定の適用については、第31条第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに前条中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして法附則第5条の6第1項の政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第18条の5 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という

する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 [略]

第10条の4の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第31条及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第31条第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第10条の5 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第31条第1項及び第2項並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに附則第10条の4中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして法附則第5条の7第1項の政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第18条の5 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という

。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。  
 。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第15条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第15条、附則第17条又は附則第18条の規定を適用する。

。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。  
 。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第15条、附則第17条又は附則第18条の規定を適用する。

附則第15条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租

		税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として法附則第44条の2第2項の政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第15条、附則第17条又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時

<p>に提出された第32条の4第1項の確定申告書を含む。)に、<u>前項</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p>	<p>までに提出された第32条の4第1項の確定申告書を含む。)に、<u>前2項</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p>
<p>3 附 則 (個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3及び法第314条の6から法第314条の8まで並びに法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第18条の3 [略]</p>	<p>附 則 (個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3及び法第314条の6から法第314条の8まで並びに法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第18条の3 [略]</p> <p><u>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)</u></p> <p><u>第18条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同法</u></p>

第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の3の2第1項の政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として法附則第35条の3の2第2項の政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、租税特別措置法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第18条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

4 (県民税の課税客体等)

第27条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額

(県民税の課税客体等)

第27条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額

の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

(1)～(4の2) [略]

(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の法第24条第8項に規定する営業所等（第41条の5及び第41条の7において「営業所等」という。）で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者

(6) [略]

(7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下の号、第41条の17及び第41条の18において「選択口座」という。）に係る同法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（第41条の17及び第41条の18第1項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第37条の12の2第2項に規定する譲渡（第41条の17及び第41条の18第1項において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等（第41条の17及び第41条の18第1項において「上場株式等」という。）の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等（第41条の17及び第41条の18第1項において「信用取引等」という。）に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（第41条の17及び第41条の18第1項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

(1)～(4の2) [略]

(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の法第24条第8項に規定する営業所等（第41条の5及び第41条の7において「営業所等」という。）で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人

(6) [略]

(7) 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

2～7 [略]

(寄附金税額控除)

第31条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの及び知事又は教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

2 [略]

(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)

第40条 [略]

2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同

2～7 [略]

(寄附金税額控除)

第31条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの及び知事又は教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

2 [略]

(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)

第40条 [略]

2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同

条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。）は、法第53条第45項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

（国外株式の配当等に係る課税標準）

第41条の10 特定配当等のうち租税特別措置法第8条の3第2項に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等に係るもの（以下この条、第41条の12及び第41条の13において「国外特定配当等」という。）の支払の際に徴収される所得税法第95条第1項に規定する外国所得税（政令第9条の16で定めるものを含む。）の額があるときは、第41条の8第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

（配当割の特別徴収義務者の指定）

第41条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき

条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。）は、法第53条第39項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

（国外株式の配当等に係る課税標準）

第41条の10 特定配当等のうち租税特別措置法第3条の3第4項第2号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等に係るもの（以下この条、第41条の12及び第41条の13において「国外特定配当等」という。）の支払の際に徴収される所得税法第95条第1項に規定する外国所得税（法第71条の29の政令で定めるものを含む。）の額があるときは、第41条の8第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

（配当割の特別徴収義務者の指定）

第41条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき

日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。

（配当割の申告納入）

第41条の13 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等又は上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書に同項の総務省令で定める計算書を添付して、これを局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

（株式等譲渡所得割の課税標準）

第41条の14 [略]

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定）

第41条の17 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。

（配当割の申告納入）

第41条の13 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書に同項の総務省令で定める計算書を添付して、これを局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

（株式等譲渡所得割の課税標準）

第41条の14 [略]

（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定）

第41条の17 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものとする。

<p>(株式等譲渡所得割の申告納入)</p> <p>第41条の18 前条の特別徴収義務者は、<u>当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次項において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の政令で定める場合にあつては、同項の政令で定める日）までに、同項の総務省令で定める納入申告書に同項の総務省令で定める計算書を添付して、これを局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。</u></p> <p>2 前条の特別徴収義務者は、<u>当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</u></p>	<p>(株式等譲渡所得割の申告納入)</p> <p>第41条の18 前条の特別徴収義務者は、<u>特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の政令で定める場合にあつては、同項の政令で定める日）までに、同項の総務省令で定める納入申告書に同項の総務省令で定める計算書を添付して、これを局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。</u></p> <p>2 前条の特別徴収義務者は、<u>租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</u></p>
<p>5 附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定</p>	<p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、<u>附則第18条の2の2第1項又は</u></p>

の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(4) [略]

(5) 前年中の所得について附則第13条第1項、附則第15条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当

附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(4) [略]

(5) 前年中の所得について附則第13条第1項、附則第15条第1項、附則第18条の2第1項、附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第13条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として法附則第33条の2第1項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第31条の2の規定は、適用しな

する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第31条の2の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第28条及び第30条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

い。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第28条及び第30条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附

第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第13条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」とする。

(3) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の2第5項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として法附則第35条の2第1項の政令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項に

則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第13条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。

(3) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の2第5項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として法附則第35条の2第1項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適

において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額 (株式等に係る譲渡所得等の金額 (第4項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) をいう。) の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額 (所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。) その他法附則第35条の2第2項の政令で定める事由により交付を受ける同項の政令で定める金額並びに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する交付を受ける金額 (これらの規定により同法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。) は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額(租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

用後の金額) をいう。) の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項及び第4項並びに同法第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の

」と、同項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(3) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第6項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

金額」と、同項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の2第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(3) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第6項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として法附則第35条の2の2第1項の政令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条

第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する前条第3項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条及び附則第18条の3の2において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「附則第18条の2第1項」とあるのは「附則第18条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第18条の2の2 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第18条の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税

特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の2の2第1項の政令で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（附則第18条の2の4第1項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして法附則第35条の2の2第2項の政令で定めるものを含む。以下この項及び附則第18条の2の4において同じ。）をした場合には、法附則第35条の2の2第2項の政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等（附則第18条の2の4において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。）同条第1項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）又は同条第1項に規定する特定口座内公社債（以下この項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の2の3第1項の政令で定める金額は附則第18条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条及び附則第18条の2の6の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（次条第1項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次条から附則第18条の3までにおいて同じ。）をした場合には、法附則第35条の2の3第2項の政令で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等（次条及び附則第18条の3の2において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 [略]

第18条の2の3 削除

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項及び次項において「特定口座」という。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている同条第2項に規定する上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の2の4第1項の政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 [略]

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第18条の2の6 県民税の所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第18条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

3 [略]

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項及び次項において「特定口座」という。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている同法第37条の11の2第1項に規定する上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の2の4第1項の政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 [略]

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第18条の2の6 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第18条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として法附則第35条の2の6第2項の政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として法附則第35条の2の6第2項の政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第13条の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは、「配当所得の金額（附則第18条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後にお

除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として法附則第35条の2の6第2項の政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として法附則第35条の2の6第2項の政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第13条の規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第18条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後にお

いて県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。  
）を提出しているときに限り、附則第18条の2第1項後段の規定にかかわらず、法附則第35条の2の6第5項の政令で定めるところにより、当該納税義務者の附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

5 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として法附則第35条の2の6第6項の政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として法附則第35条の2の6第6項の政令で定めるところにより計算した金額（第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。

6 第4項の規定の適用がある場合における附則第13条第1項及び第2項並びに附則第18条の2第1項から第3項までの規定の適用については、附則第13条第1項中「配当所得の金額（以下）とあるのは「配当所得の金額（附則第18条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、附則第18条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第32条の4の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは、「確定申告書（租

いて県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。  
）を提出しているときに限り、附則第18条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、法附則第35条の2の6第5項の政令で定めるところにより、当該納税義務者の附則第18条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第13条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

5 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として法附則第35条の2の6第6項の政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として法附則第35条の2の6第6項の政令で定めるところにより計算した金額（第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。

6 第4項の規定の適用がある場合における附則第13条第1項及び第2項並びに附則第18条の2の2第1項及び第2項の規定の適用については、附則第13条第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第18条の2の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第32条の4の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは、「確定申告書（租

税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第18条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の同条第1項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした県民税の所得割の納税義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の法附則第35条の3第1項の政令で定める者であったものを除く。第3項及び第4項において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間（第4項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第1項の政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第18条の2第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 [略]

税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第18条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の同条第1項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした県民税の所得割の納税義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の法附則第35条の3第1項の政令で定める者であったものを除く。第3項、第5項及び第6項において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間（第6項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第1項の政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第18条の2第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 [略]

3 県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第18条の2第1項後段の規定にかかわらず、法附則第35条の3第3項の政令で定めるところにより、当該納税義務者の附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算

度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、附則第18条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第18条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第18条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第18条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）とする。

5 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（第3項又はこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第18条の2第1項後段の規定にかかわらず、法附則第35条の3第5項の政令で定めるところにより、当該納税義務者の附則第18条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第18条の2の2第1項に規定する

上控除する。

4 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第5項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として政令附則第18条の6第5項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令附則第18条の6第6項で定めるところにより計算した金額をいう。

5 第3項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第18条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第32条の4の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」とする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第18条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置

上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6 第3項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第8項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として法附則第35条の3第6項の政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として法附則第35条の3第6項の政令で定めるところにより計算した金額をいう。

7 第5項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第1項及び第2項並びに附則第18条の2の2第1項及び第2項の規定の適用については、附則第18条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の3第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、附則第18条の2の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の3第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

8 第5項の規定の適用がある場合における第32条の4の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」とする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第18条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置

法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の3の2第1項の政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 [略]

法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の3の2第1項の政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分 公布の日
- (2) 表2の項の改正部分並びに次条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日
- (3) 表3の項の改正部分並びに次条第3項及び第4項の規定 平成27年1月1日
- (4) 表4の項の改正部分及び次条第5項の規定 平成28年1月1日
- (5) 表5の項の改正部分並びに次条第6項、附則第3条及び附則第4条の規定 平成29年1月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 この条例（表2の項の改正部分に限る。次項において同じ。）による改正後の岩手県県税条例附則第8条の2、附則第10条の4の2及び附則第10条の5の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の岩手県県税条例附則第18条の5第2項の規定は、県民税の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 この条例（表3の項の改正部分に限る。次項において同じ。）による改正後の岩手県県税条例附則第9条第2項第3号の規定は、平成27年度以後の年度分

の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の岩手県県税条例附則第18条の3の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

5 この条例（表4の項の改正部分に限る。以下この項において同じ。）による改正後の岩手県県税条例の規定中地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号。以下この項において「平成25年改正法」という。）第2条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第14号に規定する利子等に係る県民税に関する部分、同項第15号に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分及び同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、それぞれ、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同項第14号に規定する利子等、同日以後に支払を受けるべき同項第15号に規定する特定配当等及び同日以後に行われる同項第16号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に支払を受けるべき平成25年改正法第2条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第14号に規定する利子等、同日前に支払を受けるべき同項第15号に規定する特定配当等及び同日前に行われたこの条例による改正前の岩手県県税条例第27条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

6 この条例（表5の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成20年岩手県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 823 293 853">附 則</p> <p data-bbox="163 871 584 901">（個人の県民税に関する経過措置）</p> <p data-bbox="118 919 304 949">第2条 [略]</p> <p data-bbox="118 967 1111 1385">2 施行日前にこの条例による改正前の岩手県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第18条の3第7項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布の日前」と、「租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」とする。</p>	<p data-bbox="1211 823 1301 853">附 則</p> <p data-bbox="1171 871 1592 901">（個人の県民税に関する経過措置）</p> <p data-bbox="1126 919 1312 949">第2条 [略]</p> <p data-bbox="1126 967 2119 1433">2 施行日前にこの条例による改正前の岩手県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第18条の3第7項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布の日前」と、「<u>附則第18条の2第1項</u>とあるのは「<u>岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成25年岩手県条例第48号）による改正後の岩手県県税条例（以下この項において「新条例」という。）附則第18条の2第1項又は附則第18条の2の2第1項</u>」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあ</p>

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 前条の規定による改正後の岩手県県税条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の岩手県県税条例附則第18条の3第7項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

るのは「新条例附則第18条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新条例附則第18条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。））」とする。

3 [略]